

# 地域の実情に応じた工場立地基準の策定により、周辺環境と調和した産業が発展

～工場の緑地面積率などに係る地域準則の策定権限の移譲～

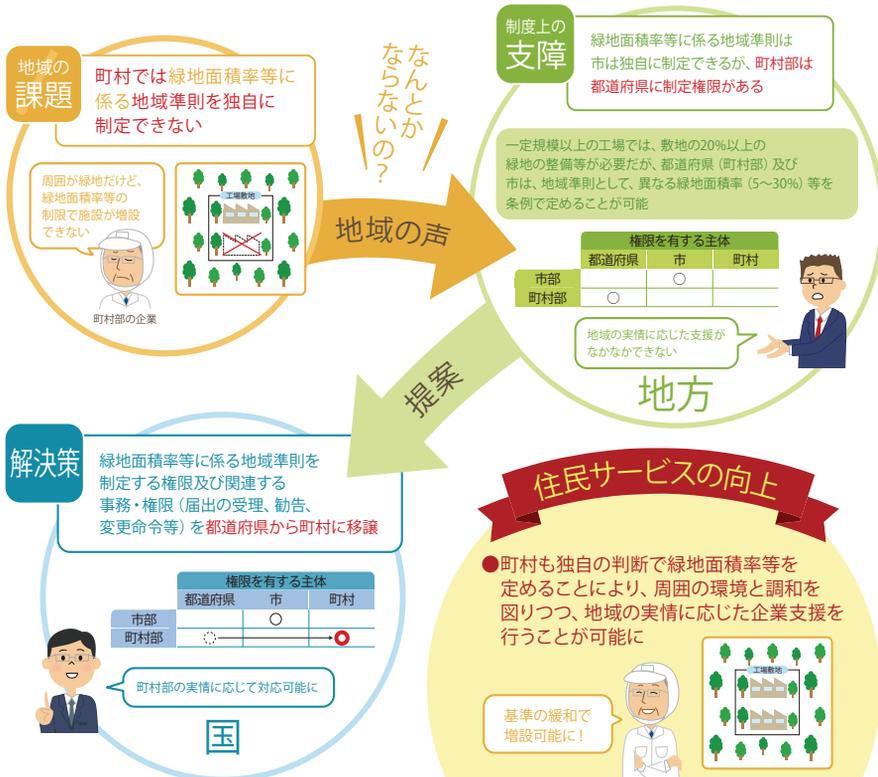
詳しくは  
提案募集方式データベース  
「27年」  
管理番号「106・175」  
で検索!  
QRコードからもアクセスできます



## ポイント

工場の緑地面積率などに係る地域準則の策定権限等が町村に移譲され、地域の周辺環境を踏まえた独自の基準づくりが可能に

(「工場立地法」の一部改正)



## 町独自の地域準則条例により、企業のスムーズな事業活動を支援



### 取組の概要・成果

- 従来の工場立地法では、都道府県が地域準則を策定しない限り、全国一律の基準（緑地面積率等）が適用されていたため、自然豊かな地方部の企業からは、町村に対し、周辺の環境を考慮した独自の基準の策定を望む声が多く寄せられていた。
- また、町村は企業立地促進法の特例を使えば緑地面積率等の基準の緩和が可能であるが、その場合、区域の位置付けを県に提案し、さらに県において基本計画の変更を行い、経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、必要な条例が制定できず、迅速な対応が困難であった。
- そこで、企業の声に対応し、迅速な措置を講ずるため、町村においても市と同様の条例制定権を得られるよう、市貝町と那珂川町を含む町村からの要望を受けた栃木県や全国町村会が行った提案が実現し、必要な制度改正が行われた。
- 制度改正を踏まえ、両町は緑地面積率等に係る独自の地域準則条例を制定した。平成29年4月に条例が施行され、町内企業からは条例制定に対して感謝の声が聞かれており、工場敷地内の設備投資の検討が進んでいる。

いちかいまち  
市貝町 (栃木県) における緑地面積率等に係る地域準則  
条例制定前 (国の基準)

区域	工業専用地域 (赤羽工業団地及び赤羽西部工業団地)	条例制定後
うち緑地	20%以上	5%以上
環境施設 (緑地を含む)	25%以上	10%以上



町の条例を適用した市貝町 (栃木県) の工場

## 規制緩和により、企業を核とした地域活性化が 図られることを期待しています！

### 関係者の声

いちかわまち  
市貝町 企画振興課  
主任  
藤平 淳一 氏



### Q.条例を制定しようと思った最初のきっかけを教えてください

町に対し、地元企業から緑地面積率及び環境施設面積率の緩和要望があり、栃木県産業政策課（提案団体）との情報連携を図りつつ、なるべく早期に条例制定できるように検討に着手しました。

### Q.条例を制定した後の効果をどのように実感していますか？

規制緩和されたことで地元企業が活動しやすくなり、工場増設による雇用の増加など、町全体としても、企業を核として活性化が図られることを期待しています。



### 関係者の声

ながかわまち  
那珂川町 商工観光課  
係長  
渋谷 直樹 氏

## 地元企業からの相談がきっかけでした

### Q.条例を制定しようと思った最初のきっかけを教えてください

地元企業をヒアリング訪問した際、場内の環境施設を物品仮置き場として拡張したいとの相談がありました。企業のニーズを踏まえ、庁内での検討を進めました。

### Q.条例を制定した後の効果をどのように実感していますか？

地元企業からも好評いただき、条例を制定して良かったと考えています。今回の条例では工業団地を対象区域としましたが、今後もきめ細やかな対応をしていきたいです。

## 今後の事業活動を円滑に進めるためにも 地域にフィットした新基準の策定に感謝

### 関係者の声

いちかわまち  
市貝町 企業関係者



出荷量の増加にともない、緑地環境と敷地の有効活用とのバランスを考慮しながら、工場内の生産施設の再編を模索していました。

一方、周辺の自治体（市）では、すでに緩和後の独自の基準が適用\*され、環境保全と企業活動の両立が図られており、町においても、地域にフィットした基準の策定をなるべく早期に実現いただきたいと要望していました。

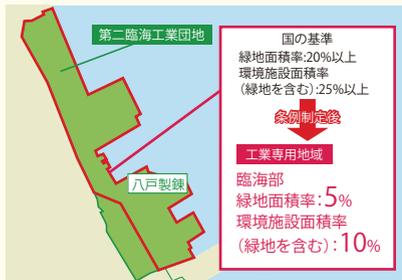
今後の事業活動を円滑に進めていく上で、市貝町の対応には大変感謝しています。

\*平成23年8月の第2次一括法により、緑地面積率に係る地域準則の策定等の権限が都道府県及び指定都市から全ての市に移譲された。

## TOPICS

## 町村だけでなく、市の取組も進んでいます

## 取組の概要 緑地面積率及び環境施設面積率基準の緩和



●左図の「第二臨海工業団地」に位置する八戸製鉄株式会社では、八戸市が独自の緑地面積等基準を策定したことによって、生産量の増加に対応した倉庫や製品の洗浄施設を既存の工場敷地内に増設することができた。企業関係者からは、市の取組に対し感謝の声が届いている。

八戸市は、北東北随一の工業都市であり、臨海部に大規模な工業港、漁港や工業団地が形成されています。工場立地についても、第2次一括法による工場立地法の改正を受けて、市独自の緑地面積率等の基準を条例化し、地域の工業の健全な発展を図っています。

東北地方の中でも積雪量が比較的少なく、交通網、港湾施設が充実した八戸市の特徴を活かして、地方分権改革も活用しながら、企業誘致を積極的に進めていきたいと考えています。

## 関係者の声

八戸市  
産業労働課 課長  
久保朝生氏



## 関係者の声

八戸製鉄株式会社  
代表取締役社長  
吾妻伸一氏

市の新基準の策定を知るまでは、現在の工場から少し離れた場所に用地を取得して施設を建てようと考えていましたが、新基準の適用によって現在の敷地内に増設でき、工期やコスト縮減の面でも大変助かりました。

## 取組の概要 企業の要望に応えた産業の振興を後押し

●伊豆の国市は、企業からの要望に応え、平成28年6月に条例を制定し、産業の振興を後押しした。



## 制度への理解度を深めることからのスタート

## 関係者の声

伊豆の国市  
政策戦略課 課長  
菊地昌宏氏



地元企業から要望をいただき、条例を制定するための準備に取りかかりました。まず、国の準則の頃の緑地面積率の設定根拠をたどるところから始めて、当時策定された計算式の解読に大変苦労しましたが、これによって制度への理解を深め、その上で、県内市町における緑地面積率の設定状況を調査し、本市としてどの程度の割合が妥当か、庁内の会議で議論を行い、検討を進めていきました。